

2 . 中華人民共和国新しい植物の品種保護条例

(2006 年 2 月 20 日の林業局の HP による中国語の仮訳)

第 1 章 総則

第 1 条

本条例は新しい植物の品種に対する権利を保護し、新しい植物の品種の栽培および利用を奨励し、また農林業の発展を推進するために制定されたものである。

第 2 条

本条例の中で使用されている新しい植物の品種とは、ある栽培された植物の品種、または発見された野生の品種を発展されたものであって、新規性、区別性、均一性および安定性を持つ、また適切な名称が与えられているもののことを言う。

第 3 条

国務院の下での農業および林業行政部門(以下において、ともに「審査・承認当局」と称する)は、新しい植物の品種に対する権利の申請の受理と審査について、また本条例の規定に適合する新しい植物の品種に関して新しい植物の品種に対する権利(以下において、「品種権」と称する)の付与について、それらの責任分担に従って共同で責任を負う。

第 4 条

県レベル以上の政府またはその他の関連部局は、国家または公共の利益をもたらす、また利用価値の高い新しい植物の品種の育種を達成した団体または個人に対して、報酬を与えるものとする。

第 5 条

品種権が付与されている新しい植物の品種(以下において「保護された品種」と称する)の生産、販売および流通は、種子に関する関連の国内法および条例の規定に従った見直しと承認を受けるものとする。

第 2 章 品種権の内容および帰属

第 6 条

育種を達成した団体または個人は自らの保護された品種に対する排他的な権限を持つ。本規制において別段の規制がない限り、他の団体または個人は品種権保有者(以下、品種権者と称する)の同意を得ずに上記保護された品種の繁殖材を商業目的で生産または販売してはならず、また保護された品種の繁殖材を他の品種の繁殖材

の生産において商業目的で反復的に利用してはならない。

第7条

自らが属する団体の任務を履行し、または主としてその団体の施設を利用している個人によって達成された、業務に関連した育種の場合、その新しい植物の品種に関する品種権の申請を行う権利は当該の団体に属するものとする。業務に関連していない育種については、新しい植物の品種の品種権の申請を行う権利はその育種を達成した個人に属するものとする。申請が承認された後、その品種権は申請者に属するものとする。

委託された育種または共同で行った育種については、品種権の帰属について契約の当事者間で合意されるものとする。それがなされなかった場合、品種権は育種を行うよう委託され、または共同で行った団体または個人に属するものとする。

第8条

1つの新しい植物の品種には1つの品種権が付与されるものとする。同一の新しい植物の品種について2人以上の申請者が個別に品種権の申請を行った場合、品種権は先に申請を行った者に付与されるものとする。申請が同時であった場合、品種権は当該の新しい植物の品種の育種を最初に達成した個人に付与されるものとする。

第9条

植物新品種の品種権を申請する権利ならびにその品種権は法律に従って譲渡することができるものとする。

中国の団体または個人が中国で育成された植物新品種の品種権を申請する権利またはその品種権を外国人に譲渡することを希望する場合、そのような譲渡が審査・承認当局によって承認されなければならない。

国有企業による中国国内における新品種の出願権またはその品種権の譲渡の場合、それが関連の国家規制に従って提出され、その管轄の行政部局の承認を受けなければならない。

品種権を申請する権利または品種権の譲渡に関わる当事者は書面による契約を締結するものとし、またその譲渡を審査・承認当局に登録するものとし、その当局はその譲渡を公告するものとする。

第10条

下記の状況での登録品種の利用は品種権者の許諾を必要とせず、またロイヤルティーの支払いも必要としないものとする。しかし、本条例による品種権者の他の権利を侵害することをしてはならない。

- (一) 育種及びその他の科学研究をするために登録品種の利用。
- (二) 農民による自己の農地で収穫された登録品種の繁殖材の自己の農地での繁殖目的での利用。

第 11 条

国家利益または公共の利益のために、審査・承認当局は、植物新品種を利用する強制実施権の付与を決定することができ、それは直ちに登録され、公告されるものとする。

強制実施権が付与された団体または個人は品種権者に合理的な使用料を支払うものとし、その額は両当事者間で決定されるものとする。両当事者が合意に達しなかった場合、審査・承認当局が裁定を下すものとする。

品種権者が強制実施権を付与するという決定に満足しなかった場合または使用において支払われる料金に関する裁定に満足しなかった場合、品種権者はその通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第 12 条

登録品種の保護期間が満了したか否かにかかわらず、当該登録品種を販売する際に、登録されている当該品種の名称が使用されなければならない。

第 3 章 品種権の付与の条件

第 13 条

品種権を出願できる植物新品種は、国家の植物保護品種リストに挙げられている植物の属または種でなければならない。植物保護品種リストは審査・承認当局が決定し、公告するものとする。

第 14 条

品種権が付与される植物新品種は新規性が満たさなければならない。新規性とは、出願品種の繁殖材が出願日以前には販売されていなかったこと、または育種者の許諾を得て、中国国内において 1 年以上にわたって出願品種の繁殖材が販売されていなかったこと、中国国外において蔓植物、森林樹木、果樹および観賞植物の出願品種の繁殖材は 6 年以上にわたって、またその他の植物の出願品種の繁殖材は 4 年以上にわたって販売されていなかったことである。

第 15 条

品種権が付与される植物新品種は区別性が満たさなければならない。区別性とは、出願品種が出願日以前に既存の植物品種とは明確的に区別できることである。

第 16 条

品種権が付与される植物新品種は均一性が満たさなければならない。均一性とは、出願品種が予想しうる変異を除いて、繁殖後のその関連の特徴または特性の面で均一であることである。

第 17 条

品種権が付与される植物新品種は安定性が満たさなければならない。安定性とは、出願品種が繰り返しの繁殖後または特定の繁殖サイクルの終了時にも、その関連の特徴または特性を安定していることである。

第 18 条

品種権が付与される植物新品種は適切な名称を持たなければならない、その名称が同一もしくは類似の植物の属または種において既存の植物品種の名称と区別できなければならない。登録された名称は当該の植物新品種の通用名称とされる。下記は新品種の名称を選ぶ際に避けるものとする。

- (一) 数字のみからなるもの。
- (二) 社会的モラルに反するもの。
- (三) 植物新品種の特徴、特性、または育種者の同一性について、誤認を生じさせやすいもの。

第 4 章 品種権の申請と受理

第 19 条

中国の団体および個人が品種権を申請した場合、彼らは申請を審査・承認当局に直接、またはその目的で委託した代理人を通して、提出することができる。中国の団体および個人が品種権を申請する新しい植物の品種が国家の安全または主要な利益に関連しており、したがって秘密に保たれる必要がある場合、それは関連の国家規制に従って取り扱われるものとする。

第 20 条

外国人、外国の企業またはなんらかのその他の外国の機関が中国において品種権の申請を行った場合、その申請は本条約の下で、その申請者が属する国と中華人民共和国間で締結されたなんらかの合意または両国が共に加盟している国際条約に従い、または相互主義の原則に基づいて取り扱われるものとする。

第 21 条

品種権を申請する目的において、指定された様式に合致する申請書と仕様書ならびにその品種の写真が審査・承認当局に提出されるものとする。申請文書は中国語で書かれているものとする。

第 22 条

審査・承認当局が品種権申請書類を受け取った日付を申請の提出日とする。申請書類が郵送で提出された場合、その消印の日付を申請日とする。

第 23 条

出願人が最初に外国で品種権出願を提出した日から 12 ヶ月以内に、同一の植物新品種の品種権を中国で出願する場合は、当該外国と中華人民共和国の間で締結した協議または共に加盟している国際条約に従い、或は相互に承認した優先権に関する原則に基づき、優先権を主張することができる。

優先権を主張する出願人は、出願をする時に書面による主張を提出し、かつ 3 ヶ月以内に、最初の受理機関が確認した最初の品種権出願文書のコピーを提出しなければならない。本条約によって主張書面または品種権出願文書のコピーを提出していなければ、その優先権を主張していないものとみなされる。

第 24 条

品種権申請が本条例の第 21 条に適合している場合、審査・承認当局はそれを受理し、提出日および提出番号を割り当て、また申請の受理から 1 ヶ月以内に申請者に対して申請料を支払うように通知するものとする。

品種権申請が本条例の第 21 条に適合しない場合、または修正後もなおかつ適合しない場合、審査・承認当局はそれを受理しないものとし、また申請者に対してその旨の通知するものとする。

第 25 条

品種権が付与される前に、申請者は自己の品種権申請をいつでも修正し、または取り下げることができるものとする。

第 26 条

中国国内で育種された新しい植物の品種に対する品種権について、中国の団体または個人によって外国に申請される場合は、中国の審査・承認当局に登録されなければならない。

第 5 章 品種権の審査と承認

第 27 条

出願料が支払われた後、審査・承認当局は下記の項目に対して品種権出願の予備審査を行う。

- (一) 植物品種保護リストに挙げている植物の属または種であるか否か。
- (二) 本条約の第二十条の規定に満たされるか否か。
- (三) 新規性の規定に満たされるか否か。
- (四) 植物新品種の名称は適切か否か。

第 28 条

審査・承認当局は品種権の出願日から 6 ヶ月以内に初步審査を完了するものとする。

る。品種権出願が初歩審査に合格した場合、審査・承認当局は出願を公告し、出願人に対して審査費を3ヶ月以内に支払うように通知する。

品種権出願が初歩審査で不合格となった場合、審査・承認当局は出願人に3ヶ月以内に意見陳述または補正を行うよう通知するものとする。出願人が期限内に応答しなかった場合またはその出願が修正後も不合格となった場合、その出願は拒絶されるものとする。

第29条

出願人が規定によって審査費を支払った後、審査・承認当局は出願品種の区別性、均一性および安定性について実体審査を行う。

出願人が規定によって審査費を支払わなかった場合は、その品種権出願が取り下げられたとみなされる。

第30条

審査・承認当局は主に出願文書およびその他の関連資料に基づいて実体審査を行うものとする。審査・承認当局は必要とみなした時、指定された試験機関に委託し栽培試験を行うこと、あるいはすでに完了した栽培またはその他の試験結果を審査することかできる。

審査のために、出願人は審査・承認当局の要求に応じて必要な資料および当該植物新品種の繁殖材を提供しなければならない。

第31条

実体審査において本条約の規定に満たされた品種権出願に対して、審査・承認当局は品種権を付与することを決定し、品種権の証明書を発行し、また品種権を登録、公示するものとする。

実体審査において本条約の規定に満たさない品種権出願に対して、審査・承認当局はその出願を拒絶とし、その旨を出願人に通知するものとする。

第32条

審査・承認当局は植物新品種の再審査委員会を設置するものとする。

出願人は品種権出願が拒絶とした審査・承認当局の決定に対して不服がある場合、その通知を受け取った日から3ヶ月以内に植物新品種の再審査委員会に対して再審査(不服審判)を行うよう要求することができる。植物新品種の再審査委員会は再審査の要求を受け取った日から6ヶ月以内に決定を行い、その旨を出願人に通知するものとする。

出願人が植物新品種の再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通知を受け取った日から15日以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第33条

品種権が付与された後、予備審査において合格した出願が公告された日から品種

権が付与された日までの間、当該の登録品種の繁殖材を出願人の許諾を得ずに商業目的で生産または販売した企業または個人に対して、品種権者は賠償金を要求する権利を持つものとする。

第6章 期限、終止および無効

第34条

その付与の日から起算した品種権の保護期間は、蔓植物、森林樹木、果樹および観賞植物については20年間、その他の植物については15年間とする。

第35条

品種権保有者はその品種権が付与された年から年間料金を支払うものとし、また審査・承認当局の求めに応じてその保護された品種の繁殖材を管理の目的で提供するものとする。

第36条

下記のいずれかに該当する場合、品種権はその期間の満了以前に解除されるものとする。

- (一) 品種権保有者とその品種権を放棄する旨の書面による声明を行ったとき。
- (二) 品種権保有者が指定された年間料金を支払わないとき。
- (三) 品種権保有者が審査・承認当局が要求した形で管理のために必要なその保護された品種の繁殖材を提供しなかったとき。
- (四) その保護された品種がもはやその品種権が付与されたときの特徴および特性に合致しなくなったとき。

品種権の解除は審査・承認当局によって登録され、公示されるものとする。

第37条

審査・承認当局が品種権の付与を公告した日から、新しい植物の品種に関する再審査委員会は職権により、またはいずれかの団体または個人からの書面による請求に基づいて、本条約の第14、15、16および17条の規定に適合しないいずれの品種の品種権をも取り消すことができ、また本条約の第18条の規定に適合しないいずれの新品種の名称をも変更することができる。品種権を無効とする決定および名称を変更する決定は審査・承認当局によって登録され、公告されるものとし、また関係当事者に通知されるものとする。

新しい植物の品種の再審査委員会の決定に対して不服がある場合、通知を受ける3ヶ月内に裁判所に訴訟を提出することができる。

第38条

取り消された品種権は最初から存在しなかったとみなされるものとする。新しい植物の品種の侵害について裁判所によって宣告され、実施されたいかなる判

断または裁定もしくは新しい植物の品種の侵害について州レベル以上の政府の農林行政部が行い、実施したいかなる決定または新しい植物の品種の利用に関して締結されたいかなるライセンス契約または新しい植物の品種の権利の譲渡に関して締結されたいかなる契約に対しても、品種権を取り消す決定は遡及的な影響をもたらさないものとする。しかし、品種権保有者の側の不誠実によって発生したいずれかの個人に対するいかなる損害も公平に補償されるものとする。

品種権保有者または品種権の譲渡人からライセンシーまたは被譲渡人への、前項の規定に従った、新しい植物の品種の使用料または品種権の譲渡の対価の払戻しが行われていない場合、またはそれが明らかに公平の原則に反している場合、品種権保有者または品種権の譲渡人はその品種の使用料またはその品種権の譲渡の対価の全額またはその一部をライセンシーまたは被譲渡人に払い戻すものとする。

第7章 罰則

第39条

保護された品種の繁殖材が品種権者の同意を得ずに商業目的で生産または販売された場合、品種権者またはそれに対する利害を持つ当事者は、省レベル以上の政府の農林業の部局に対して、それぞれの権限に従って取り扱うことを要求することができる。または直接に裁判所に訴訟を提起することができる。

省レベル以上の政府の農林業の部局はそれぞれの権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかった場合、品種権者またはそれに対する利害を持つ当事者は民事訴訟手続に従って裁判所に訴訟を提起することができる。

品種権の侵害事件を各部局の権限に従って取り扱う際に、省レベル以上の政府の農林業の部局は、社会の公共の利益を保護する目的で、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入を没収し、また侵害者をその違法な収入の5倍以下の罰金を科することができる。

第40条

植物新品種が偽造された場合、郡レベル以上の政府の農林業の部局は各部局の権限に従って偽造行為の停止を命じ、違法な収入及びその品種の繁殖材を没収し、またその違法な収入と同額以上、5倍以下の罰金を科することができる。侵害事情が犯罪を構成するほど重大な場合、関連当事者に対して法律に従って刑事的責任の捜査が行われるものとする。

第41条

それぞれの権限に従って品種権の侵害事件を取り扱っている省レベル以上の政府の農林業の部局およびそれぞれの権限に従って品種権の偽造事件を取り扱って

いる県レベル以上の政府の農林業の部局とともに、該当する場合に、その事件に関連した植物品種の繁殖材を封印または保管し、事件に関連した契約書、会計帳簿およびその他の関連の書類を閲覧し、コピーし、または保管することができる。

第 42 条

保護された品種がその登録時に使用された名称を用いずに販売された場合は、郡レベル以上の政府の農林業の部局はそれぞれの権限に従って、指定された期限内での是正を命じることができ、また 1000 元以下の罰金を科することができる。

第 43 条

植物新品種の出願権および品種権の所有権に関する紛争が生じた場合、当事者は裁判所に訴訟を提起することができる。

第 44 条

郡レベル以上の政府の農林業の部局またはその他の関連部局の役人が権限を濫用し、任務を怠り、個人的利益のためになんらかの不正を行い、または賄賂を強要もしくは受領した場合、事件が犯罪を構成する場合はその役人に対して法律に従って刑事的責任の捜査が行われるものとする。また事件が犯罪を構成しない場合、その役人は法律に従って行政的制裁によって罰せられるものとする。

第 8 章 附則

第 45 条

審査・承認当局は本条例の実施前に保護された植物の品種のリストに最初から含まれていた属または種ならびに本条例の実施後に追加された植物の品種のリストに含められた属または種に関する新規性の要求について柔軟な規定を設けることができる。

第 46 条

本条例は 1997 年 10 月 1 日から実施されるものとする。

3. 中華人民共和国植物新品種保護条例の実施細則（農業部分）】

第一章 総則

第一条 『中華人民共和国植物新品種保護条例』（以下、『条例』と略称する）に基づき、本実施細則が制定されたものである。

第二条 農業植物新品種は穀物、綿、油料種子、アサ、糖料作物、野菜（ウォーターメロンおよびマスクメロンを含む）、タバコ、クワ、茶木、果樹（乾果を除く）、鑑賞植物（木質植物を除く）、芝、緑肥、薬草等の植物及びゴム等の熱帯作物の新品種を含むものとする。

食用キノコの新品種保護にも本細則の規定に適用されるものとする。

第三条 『条例』の第三条の規定に従い、農業部は農業植物新品種権利の審査批准機関とし、また『条例』の規定に従って農業植物新品種権利（以下、品種権と略称する）を付与するものとする。

農業部植物新品種保護弁公室（事務局）（以下、農業弁公室と略称する）は品種権出願の受理および審査の業務を担当し、またその他の関連事項を取り扱うものとする。

第四条 公衆利益および生態的環境に対して有害な植物新品種について、品種権は付与されないものとする。

第二章 品種権の内容と帰属

第五条 『条例』において繁殖材とは、植物を繁殖させることができる種子及び植物体の一部分である。

第六条 品種権を出願する企業または個人は品種権出願者と総称される、品種権を付与された企業または個人は品種権者と総称される。

第七条 『条例』の第七条において個人が所属企業の仕事を遂行する上で

達成した職務育種とは、下記の育種である：

(一) 自己の任務を遂行する過程において達成された育種。

(二) 自己の任務外であるが所属企業から委託された業務の実施中に達成された育種。

(三) 所属企業からの退社、引退または転職から 3 年以内に、育成者が元の所属企業における自己の任務または所属企業から委託された業務に関連した育種。

『条例』の第七条で企業の施設とは、所属企業の資金、設備装置、試験場、並びに所属企業が保有する公知されていない育種材料および技術資料等を意味するものとする。

第八条 『条例』の第八条において新品種の育種を達成するものとは、新品種の育種を達成する企業または個人である。

第九条 新品種を育成した者(以下、育成者と略称する)とは、新品種の育成に対する本質的な貢献をした者である。組織的および管理的な業務の責任を負う、施設の利用に便利を図る、またはその他の補助的役割を担当する者については、育成者とはみなされないものとする。

第十条 同一の新品種について二つ以上の出願人が個別に同時に品種権を出願する場合、農業弁公室は出願人に対して定められた期限内に当該品種の最初の育成者であることを示す証拠を提供するよう求めることができる。上記の期限内に証拠を提供されなかったまたは提供された証拠が判断の基準として満たされない場合、出願人は相互間の協議によって出願権の帰属を決定するものとする、協議によって決定できなかった場合、農業弁公室はその出願を拒絶することができる。

第十一条 中国の企業または個人が外国人に対して中国国内で育成された新品種の出願権またはその品種権を譲渡することを希望するとき、職務育種の場合は、まず省レベル以上の政府の農業行政部局の審査および承認(中央企業では上級部局の審査および承認)を受けて、それから農業部の審査及び承認を受けるものとする、職務育種でない場合は、直接に農業部の審査及び承認を受けるものとする。国有企業が中国国内で品種出願権またはその品種権を譲渡することを希望するとき、その企業の上級管理部局の承認を受けるものとする。

農業部は品種出願権または品種権の譲渡を公告し、その譲渡は公表の日から発効されるものとする。

第十二条 下記のいずれかの状況において、農業部は生産、販売等についての新品種の強制実施許諾を決定することができる：

- (一) 国家利益または公共利益のため。
- (二) 品種権者が自ら実施せず、また合理的な条件で他人による実施を許諾しない場合。
- (三) 重要な農作物品種に関して、品種権者が実施しているが、その実施が明らかに国内市場のニーズを満たさない、また合理的な条件で他人による実施を許諾しない場合。

強制実施許諾を請求するとき、その根拠を説明し、関連の証明書類各 2 部を添付して強制実施許諾請求書を農業部に提出されるものとする、

第十三条 『条例』の第十一条第二項の規定に従い、実施料に対して農業部の裁定を求める場合、当事者は合意に達しなかったことを証明する書文書を添付して、裁定請求書を提出しなければならない。農業部はその請求書を受け取った日から 3 ヶ月以内に裁定を下すものとし、またその旨を当該当事者に通知するものとする。

第三章 品種権付与の条件

第十四条 『条例』の第四十五条の規定に従い、植物保護品種リストに最初に含まれていた、及び新規に追加された植物保護品種リストに含められた植物的属または種に関して、植物新品種保護リストの発表から 2 年以内の品種権出願が、品種権者の許諾を得て、出願品種の繁殖材が中国国内において 4 年以上にわたって販売されなかったとき、また区別性、均一性、安定性および名称の要求が満たされているとき、農業部は品種権を付与することができる。

第十五条 『条例』の第十八条の規定に従い、下記のいずれのものが新品種に命名してはならない：

- (一) 数字のみからなるもの。

(二) 国家の法律または社会的モラルに違反するもの、または民族的差別を伴っているもの。

(三) 国家の名称で命名するもの。

(四) 県レベル以上の行政区の地名、或は有名な外国地名で命名するもの。

(五) 政府間の国際組織またはその他の国内外の著名団体と標識名称と同様もしくは類似するもの。

(六) 植物新品種の特徴、特性、または育種者の同一性について誤認を生じさせやすいもの。

(七) 同様または類似の植物の属または種の公知名称。

(八) 宣伝における誇張の効果を持つもの。

第四章 品種権の出願と受理

第十六条 中国の企業および個人が品種権出願をする場合、その出願を農業弁公室に直接、または農業弁公室が指定した代理機構を委託し、提出することかできる。

第十七条 中国国内に長期住所を持たない外国人、外国企業またはその他外国の団体が品種権出願をする場合、農業弁公室が指定した涉外代理機構に委託し、農業弁公室に提出しなければならない。

第十八条 出願人は代理機構に委託し農業弁公室に品種権を出願するまたはその他の品種権事項を取り扱う場合、委託権限の範囲を明確して、委任状を同時に提出しなければならない。農業弁公室は関連の手続きに関してその代理機関と直接連絡をとるものとする。

2人以上の出願人が関係し、また代理機関にも委託していない場合、出願人の1人が代表者に指名されなければならない。

第十九条 品種権を出願するために、出願人は農業弁公室に対して願書、説明書(要約および技術的質問表を含む)および写真を各2部提出しなければならない。

第二十条 願書には下記の要件が含まれるものとする：

(一) 新品種の仮の名称。

- (二) 新品種が属する属と種の中国語およびラテン語の名称。
- (三) 育成者の氏名。
- (四) 出願人の氏名、住所、郵便番号、担当者、電話およびファックス番号。
- (五) 出願人の国籍。
- (六) 出願人が外国の企業または団体である場合、その本社が設立する国の名前。
- (七) 新品種の育成期間の開始日と終了日ならびに育成が行われた主な地域。

第20条 説明書には下記の要件が含まれるものとする：

- (一) 新品種の仮の名称、該名称が願書の名称と同一でなければならない。
- (二) 新品種が属する属と種の中国語およびラテン語の名称。
- (三) 新品種と国内外の類似品種との比較に関する背景状況の説明。
- (四) 系譜、育成過程及び使用された親品種または繁殖材の説明を含む育種過程と育種方法の説明。
- (五) 販売に関する説明。
- (六) 区別性、均一性及び安定性に関する詳細な説明。
- (七) 新品種に適した地域又は環境及び栽培技術に関する説明。

説明書には他の植物品種をけなし、または新品種の利用価値を誇張するような声明を含んではならない。審査料が支払われるときに技術的質問表を提出することができる。

第二十二条 『条例』の第二十一条で言及されている写真は下記の要件が満たされるものとする：

- (一) 写真が出願品種の区別性を表すことに役立つこと。
- (二) 同一性状の比較が同一写真中にあること。
- (三) 写真はカラーであること、また、必要に応じて農業弁公室が出願人に白黒写真を提出するようと要求することができる。
- (四) 写真のサイズは8.5 cm x 12.5 cmまたは10 cm x 15 cmであること。
- (五) 写真に簡単な説明を伴っていること。

第二十三条 農業弁公室は下記のいずれかに該当する品種権の出願文書を

受理しないものとする。

- (一) いずれかの願書、説明書または写真が欠落しているとき。
- (二) 中国語が使用されていないとき。
- (三) 規定書式が使用されていないとき。
- (四) タイプまたは印刷が行われていないとき。
- (五) 読めず文字があるまたは修正が加えられているとき。
- (六) 出願人の氏名、住所または郵便番号が欠落しているとき。

第二十四条 農業弁公室が出願品種の審査と試験のためにそれを必要とみなされた場合、出願人は出願品種と対照品種の繁殖材を提供しなければならない。

第二十五条 出願人から提供された繁殖材は出願文書に記載されている当該新植物品種の繁殖材と一致しなければならない、また下記の要求を満たさなければならない。

- (一) 意外な損傷また薬物的な処理を受けていないこと。
- (二) 検疫性の有害生物を付いていないこと。
- (三) 提供された繁殖材が種子である場合、最近収穫されたものであること。

繁殖材が提出される日付、数量、及びその他の品質要求は、農業弁公室および本細則の第二十六、二十七及び二十八の規定に満たさなければならない。繁殖材が期限内にまたは規定によって提供されなかった場合、その出願は取り下げられたとみなされる。

第二十六条 出願人は、農業弁公室から通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に、繁殖材を提供しなければならない。種子を提供する場合、出願人は農業弁公室が承認した寄託センターに提供しなければならない。苗、球根、塊茎および根等の無性の繁殖材の場合、出願人は農業弁公室が承認した試験センターに提供しなければならない。

第二十七条 繁殖材は関連する規定に従って植物検疫を受けなければならない。検疫の結果が不合格となったものまたは検疫を受けなかったものは寄託機構または試験センターで拒否されるものとする。

第二十八条 出願人から提供された繁殖材の数量が農業弁公室の指定した数量に不足している場合、寄託センターまたは試験センターは出願人に対して、その旨の通知を受け取った日から 1 ヶ月以内に不足した量を提供するように通知を与えるものとする。特別な場合として、出願人から指定された数量を提供された後もなおかつ試験または審査の目的に照らして十分でない場合、農業弁公室は出願人に対してさらに不足分を提供するように要求する権利を持つものとする。

第二十九条 寄託センターまたは試験センターは出願人から提供された繁殖材を受け取ったときに書面証明を発行するものとし、また生存可能性等に関する検査を(休眠期間を持つ植物を除いては)、繁殖材を受け取った日から 20 日以内に完了するものとする。検査において繁殖材が合格となった場合、寄託センターまたは試験センターは検査合格の書面証明書を発行し、同時にその旨を農業弁公室に通知するものとする。検査において繁殖材が不合格となった場合、寄託センターまたは試験センターは出願人に対してその旨の通知を受け取った日から 1 ヶ月以内に当該品種の繁殖材を提供するように通知するものとする。

第三十条 寄託センターおよび試験センターは出願人から提供された繁殖材に対して秘密に保つ責任を負うものとし、また品種権出願の審査期間および品種権の付与後の保護期間に、当該繁殖材の喪失、盗難等事故の発生を防ぐものとする。

第三十一条 『条例』の第二十三条の規定に従い、優先権が主張される場合、出願人は願書の中で品種権の最初の出願日、出願号及び受理国の名前が示されなければならない。そのような表示がない場合、その優先権は主張されなかったとみなされるものとする。出願人が提出した最初の願書のコピーは受理局によって証明されなければならない。

第三十二条 中国国内に長期住所または営業所を持たない出願人が品種権を出願し、または優先権を主張する場合、農業弁公室は必要とみなしたときに下記の文書を提出するように求めることができる。

(一) 国籍証明書。

(二) 出願人が企業またはその他の団体である場合、その営業所または本社の場所を証明する文書。

(三) 外国人、外国企業またはその他の外国団体の所属国が、中国の企業および個人に対して、その国の国民と同等の条件下で品種出願権、優先権および品種権に関連する権利を認めていることを証明する文書。

第三十三条 出願人が農業弁公室に品種権出願を提出した後、外国で品種権出願を提出する場合、その出願人は農業弁公室に優先権に関する証明の発行を求めることができる。

第三十四条 『条例』の第十九条第二項の規定に従い、中国の企業および個人が品種権を出願する植物新品種が国家の安全または重大な利益に関連し、秘密に保たれる必要がある場合、出願人は願書に示されなければならない。審査に従って農業弁公室は秘密出願として取り扱うか否かを決定し、またその旨を出願人に通知するものとする。出願人がそのような表示を行っていない場合でも農業弁公室が出願を秘密に保つ必要があると考慮した場合、農業弁公室はそれを秘密申請として取り扱うものとし、またその旨を出願人に通知するものとする。

第五章 品種権の審査批准

第三十五条 初歩審査、実体審査、再審査(不服審判)および無効宣告(無効審判)の進行中において、審査また再審査を行う担当者が下記のいずれかの状況に際して、自己意思で撤退を申し出る必要がある。また、当事者またはその他の利害関係者はその担当者の撤退を唱えることができる。

- (一) 当事者またはその代理人の近い親戚であるとき。
- (二) 品種権出願または品種権に対して直接の利害を持っているとき。
- (三) 当事者またはその代理人との特別関係を持ち、公平な審査および取扱いに影響及ぼすおそれのあるとき。

審査を行う担当者の撤退は農業弁公室が決定するものとする、再審査を行う担当者の撤退は農業部が決定するものとする。

第三十六条 1つの品種権出願において2つ以上の新品種を含んでいる場合、農業弁公室は審査料の請求書を発送する前に出願人に対して分割出願を提出するように求めるものとする。出願人が指定された期限内に分割出願をせず、または応答も行われなかった場合、その申請は取り下げられたとみなされるものとする。

とする。

第三十七条 本細則の第三十六条の規定に従って提出された分割出願は、最初の出願日を維持することができる。優先権を持っている場合、優先日が維持されることとする、しかし、最初の出願の範囲を超えてはならない。

分割出願は『条例』および本細則の規定に従って関連の手続きをするものとする。

元の出願の出願号と出願日は分割出願の願書に示されてなければならない。優先権が主張される場合、最初の出願の優先権文書のコピーが提出されなければならない。

第三十八条 『条例』の第二十七条の規定に従い、農業弁公室は品種権出願の初歩審査を行うものとし、また出願人に対してその審査結果を通知するものとする。なんらかの疑問が生じた場合、農業弁公室は出願人に対して指定された期限内に意見陳述と補正を行うよう求めることができる。出願人が期限内に応答しなかった場合、その出願は取り下げられたとみなされるものとする。出願人が意見陳述と補正を行った後もなおかつ農業弁公室はその出願が関連の規定に適合していないと判断した場合、その出願を拒絶するものとする。

第三十九条 出願人から農業弁公室に提出された品種権の出願文書以外の書類について、下記のいずれの状況においては提出されなかったこととみなされる。

- (一) 規定書式を使用せず、または記載に関する要求を満たしていないとき。
- (二) 規定によって証明書が提出されていないとき。

農業弁公室は出願人に対し、その書類は提出されなかったこととみなされる審査意見を通知するものとする。

第四十条 品種権出願が初歩審査において合格され、公表された日から品種権付与が公告される日までの期間中、誰もがその品種権の出願に対して『条例』の規定に適合していない旨の異議を農業弁公室に提起しまたその理由を述べることができる。

第四十一条 品種権出願の説明書の補正は、わずかな言葉の変更、挿入または削除の場合を除き、規定書式による訂正書を提出するものとする。

第四十二条 『条例』および本細則の規定に従い、品種権出願は実体審査において、下記の状況に該当すると拒絶されるものとする：

(一) 第十三、十四、十五、十六および十七条の規定に適合していないとき。

(二) 本細則の第四条に該当しているとき。

(三) 出願の補正または分割出願が実質的な内容として最初の記載の範囲を超えているとき。

第四十三条 出願人は農業弁公室から品種権の付与に関する通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に品種権の証明書を受け取るまた最初の年の年間料金を支払うための手続きを行わなければならない。その手続きが指定期限内に完了した場合、農業部は品種権を付与し、品種権の証明書を発行し、またその品種権を公告するものとする。品種権は上記の証明書が発行される日に発効するものとする。

手続きが指定期限内に完了しなかった場合、付与された品種権は棄権されたとみなされるものとする。

第四十四条 農業部は植物の育種と栽培に経験を持った専門家、法律専門家および関連する行政スタッフをメンバーとする新植物品種に関する再審査委員会(以下において再審査委員会と称する)を構成するものとする。

農業部の責任者が再審査委員会の議長を兼務するものとする。農業弁公室は再審査委員会の決定に従って再審査に関わる事項を取り扱うことができる。

第四十五条 『条例』の第三十二条第二項の規定に従い、再審査委員会に再審査を行うよう請求する場合、出願人は再審請求書で理由を説明し、再審請求書に関連する証明書類を添付して提出しなければならない。その再審請求書と証明書類は各 2 部を提出するものとする。

再審査を請求する場合、出願人は拒絶された品種権の出願文書に対して補正することができる。ただしその補正は出願を拒絶した決定に関連した部分に

限定されるものとする。

第四十六条 再審査請求書が規定書式を使用していない場合、再審査請求人は再審査委員会の指定した期限内に補正しなければならない。期限満了後でも補正していなかった場合は、その再審査請求は取り下げられたとみなされるものとする。

第四十七条 再審査によって再審査委員会がその再審査請求は『条例』および本細則の規定に適合しないと判断した場合、当事者に対して指定期限内に意見陳述を行うよう通知するものとする。その期限内に応答をしていなかった場合、その再審査請求は取り下げられたとみなされるものとする。

第四十八条 再審査請求者は再審査委員会が再審査に関する決定を下す前にその再審査請求を取り下げることができる。

第四十九条 再審査委員会は出願文書の明らかな間違いを修正することができ、またその旨を出願人に通知するものとする。

第六章 品種権の無効宣告

第五十条 『条例』の第三十七条第一項の規定に従い、品種権の無効宣告を求めるいずれの企業または個人は再審査委員会に対して、無効宣告請求書とその関連する文書を各2部提出し、また事実および根拠を説明しなければならない。

第五十一条 品種権の無効宣告は下記の事実および根拠に基づきなければならない：

(一) 付与された品種権が『条例』の第十四、十五、十六、及び十七条のいずれの規定にも適合していないとき。

(二) 付与された品種権が本細則の第四条に該当されるとき。

第五十二条 品種権の無効宣告請求書において事実および根拠を述べていない場合、または本細則の第五十一条の規定に適合しない根拠を述べている場合、または再審査委員会が1つの品種権の無効宣告請求に関する再審査を行い、その品種権の維持を決定した後に、請求者が同一の事実および根拠を述べて無

効宣告請求を行った場合、再審査委員会はその請求を受理しないものとする。

第五十三条 再審査委員会は品種権の無効宣告請求書および関連の文書のコピーを品種権者に提供し、指定期限内に意見陳述を行うよう指示するものとする。期限満了後でも意見陳述をしない場合は、再審査委員会による審査に対していかなる影響も及ぼさないものとする。

第五十四条 『条例』の第三十七条第一項に従い、再審査委員会が登録品種の名称変更を決定した後、農業部はその変更を登録および公告し、また農業弁公室は速やかにその旨を品種権者に通知し、品種権の証明書を発表するものとする。

登録品種が名称変更された後、品種権者はその品種の最初の名称を使用してはならない。

第五十五条 再審査委員会が無効審査請求の決定を下す前に、無効宣告請求者は品種権の無効宣告請求を取り下げることができる。

第七章 書類の提出、交付および期限

第五十六条 『条例』および本細則に規定されている各種の事項において、常に書面形式をとられるものとする。

第五十七条 『条例』および本細則の規定に従って提出される各種の文書は中国語で提出しなければならない、また国家が統一に規定している標準の科学技術用語および国家が規定しているその他の標準用語を使用しなければならない。外国の人名、地名および外国の科学技術用語について、一般に受け入れられている中国語の訳語を持たない場合、原文を示すべきである。

『条例』および本細則の規定に従って提出される各種の証明書と文書について、外国語である場合は中国語の翻訳文が添付されなければならない。添付されていない場合、提出されなかったこととみなされる。

第五十八条 当事者から農業弁公室および再審査委員会に提出される各種の文書は黒でタイプまたは印刷されたものとし、また明瞭かつ簡明なものであるものとする。出願文書は横書きとし、また用紙の一面のみを使用するものと

する。

第五十九条 当事者から提出される各種の文書およびその他の手続きのための文書には出願人、品種権者、その他の利害関係者の署名または捺印がなされるものとする。代理機関が委託されている場合、文書にはその機関の捺印がなされるものとする。育成者の氏名、品種権出願人または品種権者の氏名、国籍、住所、または代理機関の名所と代理人の氏名の変更を要求する場合、当事者は農業弁公室に対して書面で変更の手続きを行い、変更の根拠となる関連の証明書類を提出しなければならない。

第六十条 当事者は手渡しまたは郵送によって各種の文書を提出することができる。郵送による提出は小包ではなく書留郵便の形をとるものとし、1つの書簡は1つのみの品種出願を含むものとする。郵送によって提出する場合、提出日は消印によって決定されるものとする。封筒の上の消印が読めない場合、当事者が別の方法で証明できない限り、提出日は農業弁公室および再審査委員会がその文書を受け付けた日付とする。

農業弁公室および再審査委員会は当事者へ手渡し、郵送または公告によって各種の文書を交付することができる。当事者が代理機関に委託している場合、代理機関に文書が交付されるものとする。代理機関に委託していない場合、文書は願書で第一位の出願人または代表人に交付されるものとする。当事者が文書の受理を拒否した場合でも、その文書は交付されたこととみなされる。

農業弁公室および再審査委員会から郵送により交付される文書は、発送日から15日経過した日に当事者が受理されたこととみなされる。

関連の規定に従って手渡しが必要とされる文書に関しては、交付の日付は手渡しの日付とする。

文書が住所の不明確によって郵送で交付できなかった場合、公告によって文書を当事者に交付することができる。文書は公告の日から2ヶ月間の満了前に交付されたこととみなされる。

第六十一条 『条例』および本細則に規定される各種の期限において、最初の1日は期限から除外されるものとする。年または月によって示される期限は、その年の最後の月の相応する日に満了するものとする。ただし相応する日

を持っていない場合、期限はその月の末日に満了するものとする。

期限の満了日が公定の祝日である場合、その期限は祝日後の最初の労働日に満了するものとする。

第六十二条 当事者が不可抗力のため、『条例』および本細則に規定される期限が守られず、それによって品種権の喪失を招いた場合、当事者はその障害が除去された日から2ヶ月以内に、しかし遅くともその期限の満了日から2年以内に、農業弁公室に対して根拠を説明し、関連の証明書類を添付して権利の復元を要求することができる。

当事者が正当な理由のため、『条例』および本細則に規定される期限が守られず、それによって品種権の喪失を招いた場合、当事者はその障害が除去された日から2ヶ月以内に、しかし遅くともその期限の満了日から2年以内に、農業弁公室に対して根拠を説明し、関連の証明書類を添付して権利の復元を要求することができる。

農業弁公室により期限の延長を請求する場合、当事者はその期限満了日前に農業弁公室に対してその根拠を述べ、関連の手続きを行いなければならない。

本条の第一、第二項の規定は『条例』の第二十三条、第三十二条第二、第三項、第三十四条、及び第三十七条第二項の規定による期限を適用されないものとする。

第六十三条 『条例』の第二十二条の規定を除いて、『条例』で言及されている出願日は、優先権が存在する場合は優先日を意味するものとする。

第八章 費用および公報

第六十四条 品種権の出願またはその他の手続きを取り扱うとき、出願料、審査料、年間料金、および試験料を国の関連の規定に従って農業部に支払わなければならない。

第六十五条 『条例』及び本細則に規定される料金は直接手渡し、または郵便もしくは銀行送金を通して支払うことができるが、電信送金は許されないものとする。

料金が郵便または銀行送金を通して支払われる場合、出願号または品種権号、出願人または品種権者の氏名、支払いの目的およびその新品種の名称が示されなければならない。

郵便または銀行送金による支払いの場合、支払い日はその支払いが行われた日とする。

第六十六条 『条例』の第二十四条の規定に従い、出願人は品種権の出願を提出するときまたは遅くとも出願日から 2 ヶ月以内に出願料が払わなければならない、期限内に料金が払われなかった場合または全額支払われなかった場合、その申請は取り下げられたこととみなされる。

第六十七条 初歩審査の結果が合格となった品種権の出願に関して、出願人は農業弁公室からの通知に従って、審査料および必要に応じて試験料が指定期限内に支払わなければならない。期限内に料金が支払われなかった場合または全額支払われなかった場合、その申請は取り下げられたこととみなされる。

第六十八条 品種権が付与された後の最初の年の年間料金は出願人が品種権の証明書を受け取る手続きを行うときに支払わなければならない。その後の年間料金は前年の期間満了日前の 1 ヶ月以内に支払わなければならない。

第六十九条 出願人または品種権者は品種権が付与された最初の年以降の年間料金を期限内に支払わなかった場合または全額を支払わなかった場合、農業弁公室は出願人に対して年間料金を支払うべき期限満了日から 6 ヶ月以内に年間料金の 25%に相当する延滞料とともに、その料金を支払うよう通知を与えるものとする。これらの料金が指定される期限内に支払われなかった場合、品種権は年間料金を支払うべき期限の満了日から解除されるものとする。

第七十条 本細則の第六十四条に規定される部分料金の支払いに困難を生じた当事者は、関連の規定に従って支払いの減額または遅延を農業弁公室に要求することができる。支払いの減額または遅延に関する規定が別途で規定される。

第七十一条 農業部は定期的に植物新品種保護公告を公表するものとする。公告で品種権に関する情報が公表されるものとする。

第九章 罰則

第七十二条 『条例』の第三十九条に規定されている侵害事件はその侵害が発生した地方における省レベルの農業行政部局の管轄とする。

2つ以上の省レベルの農業行政部局の管轄下の侵害事件は、その事件が最初に取り扱われた省の農業行政部局の管轄とする。

省レベル以上の農業行政部局間で侵害事件の管轄に関する紛争が生じた場合、農業部がその管轄権を決定するものとする。

農業部は必要な場合に侵害事件を直接取り扱うことができる。省レベルの農業行政部局は侵害事件が大きく、また複雑であるために農業部の関与が必要であると判断した場合、その旨を農業部に対して請求することができる。

第七十三条 省レベル以上の農業行政部局による侵害事件の取扱いは下記の条件に従うものとする：

- (一) 請求人が品種権者またはその品種権の侵害事件に直接の利害を持つ企業または個人であること。
- (二) 明確な被請求人、具体的な要求、および事実に基づく根拠があること。
- (三) 『条例』及び本細則の規定に従っていること。
- (四) いずれの当事者も裁判所に訴訟を提起していないこと。

第七十四条 『条例』の第四十条、四十二条で言及されている品種権の偽造行為は下記のいずれかを意味するものとする。

- (一) 偽造した登録品種の証明書、品種権の出願号またはその他の品種権の出願標識、品種権の標識を印刷、作成または使用すること。
- (二) 不合格となり、取り下げられ、また取り下げられたとみなされた品種権出願の出願号、またはその他の品種権の標識を印刷、作成または使用すること。
- (三) 終止され、また無効宣告された品種権の証明書、品種権号、またはその他の品種権の標識を印刷、作成または使用すること。

(四) 本条約の第(一), (二), (三)項に含まれる品種の生産と販売、または登録品種と出願品種を偽称をすること。

(五) 登録された名称を用いずに登録品種の販売。

(六) 他人に非登録品種を登録品種と誤解させるおそれのあるその他の行為。

第七十五条 『条例』の第四十、四十一条の規定に従い、県レベル以上の政府の農業行政部局は管轄区域内で発生した品種権の偽物侵害行為の監視、調査および取扱いに責任を負うものとする。

県レベル以上の2つ以上の農業行政部局の管轄下の偽物侵害事件について、その事件が最初に取り扱われた農業行政部局によって取り扱われるものとする。

品種権の偽物侵害事件に対する管轄権について県レベル以上の農業行政部局間で紛争が生じた場合、上位レベルの農業行政部局がその管轄権を決定するものとする。

上位レベルの農業行政部局は必要な場合に下位レベルの農業行政部局における管轄権の下での偽物侵害事件を直接取り扱うことができる。下位レベルの農業行政部局は侵害事件が大きく、また複雑であるために上位レベルの農業行政部局の関与が必要であると判断した場合、その旨を上位レベルの農業行政部局に対して請求することができる。

第七十六条 農業行政部局は『条例』の第四十一条の規定に従って密封されまたは保留されていた植物品種の繁殖材の処分に関する意見を1ヶ月以内に伝えるものとする。

第七十七条 品種権の出願権または品種権の紛争に関して当事者が裁判所に訴訟を提起し、また裁判所がそれを受理した場合、当事者は農業弁公室に関連の手続きを中断するよう要求するものとする。

前項に従って関連の手続きの中断を要求する場合、裁判所による受理を示す文書のコピーを添付し、請求書が農業弁公室に提出されるものとする。

第十章 附則

第七十八条 取り下げられたとみなされ、拒絶となり、または出願人の意思により取り下げられた品種権の出願ファイルは品種権出願の消滅日からの 2 年間で終了するまで保管されるものとする。

棄権され、無効宣告され、または終止された品種権のファイルは品種権の消滅日からの 3 年間で終了するまで保管されるものとする。

第七十九条 農業部は本細則の解釈に責任を負うものとする。

第八十条 本細則は公布の日に発効されるものとする。

農業部部长
一九九九年六月十六日

2006 年 2 月 20 日の法律関連 HP による中国語原文
<http://www.southcn.com/law/fgcx/zrzyhjbhfl/200404220124.htm>

4 . 中華人民共和国植物新品種保護条例の実施細則（林業部分）】

第一章 総則

第一条 『中華人民共和国植物新品種保護条例』（以下、『条例』と略称する）に基づき、本細則が制定されたものである。

第二条 本細則において植物新品種とは、『条例』第二条の規定に一致する森林樹木、竹、木質籐植物、木質観賞植物(木質花卉を含む)、果樹(乾果部分)、および油、飲料材、調味料、薬材が含まれる木質植物等の植物品種である。

国家林業局が植物品種保護リストを決定し、公表するものとする。

第三条 『条例』と本細則の規定に従い、国家林業局は植物新品種権の出願を受理、審査とし、また植物新品種権(以下、品種権と略称する)を付与するものとする。

国家林業局植物新品種保護弁公室(事務局)(以下、植物新品種保護弁公室と略称する)は、本細則の第二条が規定している植物新品種の品種権出願の受理と審査、植物新品種保護に関連する試験、寄託等の組織業務、また国家の関連した規定に従って植物新品種保護に関する国際事務を担当するものとする。

第二章 品種権の内容と帰属

第四条 『条例』において繁殖材とは、全植物体(苗木を含む)、種子(根、茎、葉、花、果実等を含む)、及び植物を構成するいずれの部分(組織、細胞を含む)である。

第五条 『条例』の第七条において職務育種とは、下記の育種である：

- (一) 自己の任務を遂行する過程において達成された育種。
- (二) 自己の任務外であるが所属企業から委託された業務の実施中に達成された育種。
- (三) 所属企業を離れてから 3 年以内に、育成者が元の所属企業における

自己の任務または所属企業から委託された業務に関連した育種。

(四) 所属企業の資金、設備装置、試験場、育種材料、及びその他の繁殖材と公知されていない技術資料等を使用して達成される育種。

前項の規定状況以外の場合は、非職務育種になるものとする

第六条 『条例』において植物新品種の育種を達成する者、品種権の出願人、品種権者について、企業または個人が共に含まれる。

第七条 同一の新品種について二つ以上の出願人が個別に同時に品種権を出願する場合、植物新品種保護弁公室は出願人に対して相互間の協議によって出願権の帰属を決定しようと要求することができる。協議によって決定できなかった場合、植物新品種保護弁公室は出願人に対して、規定期限内に当該品種の最初の育成者であることを示す証拠を提供するよう求めることができる。上記の期限内に証拠を提供されなかった場合、出願が取り下げられるものとみなされる。

第八条 中国の企業または個人が外国人に対して中国国内で育成された新品種の出願権またはその品種権を譲渡することを希望する場合、国家林業局の承認を受けるものとする。

国有企業が中国国内で植物新品種の出願権またはその品種権を譲渡することを希望する場合、その企業の上級管理部局の承認を受けるものとする。

品種権の出願権または品種権が譲渡されるとき、当事者は書面契約を結ばなければならない、また国家林業局による登録及び公告されるものとする。

品種権の出願権または品種権の譲渡は登録日から発効されるものとする。

第九条 『条例』第十一条の規定に従い、下記のいずれかの状況において、国家林業局は新品種の強制実施許諾を決定することができる、また当事者の請求によって新品種の強制実施許諾を決定することができる：

- (一) 国家利益または公共利益等の特別需要を満足するため。
- (二) 品種権者が正当な理由を持たずに自らが実施しない、また合理的な条件で他人による実施を許諾しない場合。

植物新品種の強制実施許諾を請求する企業または個人、その根拠を説明し、関連の証明書類を添付して強制実施許諾請求書を国家林業局に各 2 部提出されるものとする、

第十条 『条例』の第十一条第二項の規定に従い、植物新品種の強制実施許諾の実施料に対して国家林業局の裁定を求める場合、当事者は合意に達しなかったことを証明する文書を添付して、裁定請求書を提出するものとする。国家林業局はその請求書を受け取った日から 3 ヶ月以内に裁定を下すものとし、またその旨を当該当事者に通知するものとする。

第三章 品種権付与の条件

第十一条 品種権が付与される新品種は、『条例』の第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、及び本細則の第二条の規定に符合するものとする。

第十二条 『条例』の第四十五条の規定に従い、植物保護品種リストに最初に含まれていた、及び新規に追加された植物保護品種リストに含められた植物的属または種に関して、植物新品種保護リストの発表から 1 年以内の品種権出願が、品種権者の許諾を得て、出願品種の繁殖材が中国国内において 4 年以上にわたって販売されたていながった場合、新規性を満たすものとみなされる。

第十三条 『条例』の第十八条の規定を除いて、下記のいずれのものにも植物新品種の命名に使用してはならない：

- (一) 国家の法律、行政法令に違反するもの、または民族的差別を伴っているもの。
- (二) 国家の名称で命名するもの。
- (三) 県レベル以上の行政区の地名、或は公知な外国地名で命名するもの。
- (四) 政府間の国際組織またはその他の国際の著名組織と同様もしくは類似するもの。
- (五) 同様または類似の植物の属または種の公知名称。

第四章 品種権の出願と受理

第十四条 中国の企業および個人が品種権出願をする場合、その出願を国家林業局に直接、または国家林業局が指定した代理機構を委託し、提出することかできる。

第十五条 中国の企業および個人が品種権を出願する植物新品種が国家の安全または重大な利益に関連し、秘密に保たれる必要がある場合、出願人は願書に示されなければならない。植物新品種弁公室は国の関連した秘密保持の規定に従って取り扱うものとし、またその旨を出願人に通知するものとする。出願人がそのような表示を行っていない場合でも、植物新品種弁公室は出願を秘密に保つ必要があると考慮した場合、それを秘密申請として取り扱うものとし、またその旨を出願人に通知するものとする。

第十六条 外国人、外国企業またはその他の外国の団体が品種権出願をする場合、国家林業局が指定した渉外代理機構に委託し、国家林業局に提出しなければならない。

第十七条 出願人は代理機構に委託し国家林業局に品種権を出願するまたはその他の品種権の関連する事項を取り扱う場合、委託権限の範囲を明確して、委任状を提出しなければならない。

2人以上の出願人が関係し、また代理機関にも委託していない場合、出願人の1人が代表者に指名されなければならない。

第十八条 品種権を出願するために、出願人は植物新品種保護弁公室に対して、国家林業局が指定した書式で願書、説明書および本細則第十九条の規定に符合する写真を各2部提出しなければならない。

第十九条 『条例』の第二十一条においての写真は下記の要件が満たされるものとする：

- (一) 出願品種の区別性を説明することに役立つこと。
- (二) 同一性状の比較が同一写真中にあること。
- (三) 写真はカラーであること。
- (四) 写真のサイズは8.5 cm x 12.5 cmまたは10 cm x 15 cmであること。

写真に簡単な説明をつけるものとする。必要に応じて植物新品種保護弁公

室が出願人に白黒写真を提出するようと要求することができる。

第二十条 植物新品種保護弁公室は下記のいずれかに該当する品種権の出願文書を受理しないものとする。

(一) いずれかの内容が欠落していたときまたは規定書式が使用されていないとき。

(二) 読めず文字があるまたは大幅な修正が加えられているとき。

(三) 中国語が使用されていないとき。

第二十一条 植物新品種保護弁公室が出願品種の審査と試験のために、出願人に対して出願品種と対照品種の繁殖材を提供するようと要求することができる。

第二十二条 出願人は植物新品種保護弁公室から通知を受け取った日から3ヶ月以内に、繁殖材を提供しなければならない。種子を提供する場合、出願人は植物新品種保護弁公室が承認した寄託センターに提供しなければならない。無性の繁殖材を提供する場合、出願人は植物新品種保護弁公室が承認した試験センターに提供しなければならない。

繁殖材が期限内に提供されなかった場合、その出願は取り下げられたものとみなされる。

第二十三条 出願人が提供する繁殖材は国の関連する規定に従って植物検疫を受けなければならない。検疫の結果が不合格となったものまたは検疫を受けなかったものは寄託機構または試験センターで拒否されるものとする。

第二十四条 出願人から提供された繁殖材が出願品種の審査と試験ための要求に満たされなかった場合、植物新品種保護弁公室は出願人に対して追加提供するようと要求することができる。

3回に渡って繁殖材を追加提供したとなおかつ規定に満たさない場合は、その出願は取り下げられたものとみなされる。

第二十五条 出願人から提供された繁殖材は下記の要求を満たさなければならない。

(一) 出願文書に記載されている当該新植物品種の繁殖材と一致しなければならないこと。

(二) 最近収穫または収集されたものであること。

(三) 有害生物を付いていないこと。

(四) 薬物的な処理を受けていないこと。

出願人から提供された繁殖材は既に薬物的な処理を受けていた場合、使用された薬物の名称、使用方法と目的を説明しなければならない。

第二十六条 寄託センターまたは試験センターは出願人から提供された繁殖材を受け取ったときに書面証明を発行するものとする。

検査において出願人から提供された繁殖材が合格となった場合、寄託センターまたは試験センターは検査合格の書面証明書を発行し、同時にその旨を植物新品種保護弁公室に通知するものとする。植物新品種保護弁公室は関連する規定によって取り扱うものとする。

第二十七条 寄託センターおよび試験センターは出願人から提供された繁殖材に対して、品種権出願の審査期間および品種権の付与後の保護期間に、秘密に保つ及び適切な保存する責任を負うものとする。

第二十八条 中国国内に長期住所または営業所を持たない外国人、外国企業またはその他の外国組織が品種権を出願し、または優先権を主張する場合、植物新品種保護弁公室は下記の文書を提出するよう求めることができる。

(一) 国籍証明書。

(二) 出願人が企業またはその他の組織である場合、その営業所または本社の場所を証明する文書。

(三) 外国人、外国企業またはその他の外国組織の所属国が中国の企業および個人に対して、その国の国民と同等の条件下で品種出願権、優先権および品種権に関連する権利を認めていることを証明する文書。

第二十九条 出願人が国家林業局に品種権出願を提出した後、外国で品種権出願を提出する場合、その出願人は植物新品種保護弁公室に優先権に関する証明の発行を求めることができる。合理である場合、植物新品種保護弁公室は

優先権に関する証明書を出すものとする。

第三十条 出願人は品種権出願を取り下げを希望する場合、国家林業局に対して植物品種の名称、出願号及び出願日を含む取り下げ請求書を提出しなければならない。

第三十一条 中国の企業または個人は中国国内で育成された植物新品種を外国において出願する場合、国家林業局に登録しなければならない。

第五章 品種権の審査批准

第三十二条 品種権出願の初步審査が行われるときに、国家林業局は出願人に対して規定期限内に関連の質問について意見陳述または補正を要求することができる。

第三十三条 1つの品種権出願において2つ以上の新品種を含んでいる場合、実体審査を行う前に植物新品種保護弁公室は出願人に対して規定期限内に分割出願を提出するよう要求するものとする。出願人が規定期限内に分割出願をせず、または応答も行われなかった場合、当該申請は取り下げられたものとみなされる。

第三十四条 本細則の第三十三条の規定に従って提出された分割出願は、最初の出願日を維持することができる。優先権を持っている場合、優先日が維持されることとする、ただし最初の出願の範囲を超えてはならない。

分割出願は『条例』および本細則の規定に従って関連の手続きをするものとする。

元の出願の出願号と出願日は分割出願の願書に示されてなければならない。優先権が主張される場合、最初の出願の優先権文書のコピーが提出されなければならない。

第三十五条 初步審査において、品種権出願が『条例』及び本細則の規定に従って合格とした場合、国家林業局はそれを公告するものとする。

公表された日から品種権付与が公告される日までの期間中、誰もがその品

種権の出願に対して『条例』の規定に適合していない旨の異議を国家林業局に提起しまたその理由を述べることができる。

第三十六条 品種権の出願文書の補正について、わずかな言葉の変更、挿入または削除の場合を除き、規定書式による訂正書が提出されるものとする。

第三十七条 実体審査において、品種権出願が『条例』の規定に従って合格とした場合、国家林業局は出願人に品種権証明書を付与し、それを登録及び公告するものとする。

品種権者は品種権の付与に関する通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に品種権の証明書を受け取り、また国の関連する規定によって最初の年の年間料金を支払うものとする。指定された期限内に、品種権の証明書の受け取りまた最初の年の年間料金の支払いを行われなかった場合、付与された品種権は放棄されたものとみなされる。

品種権は品種権が付与されることを決定する日に発効するものとする。

第三十八条 国家林業局植物新品種保護再審査委員会（以下、再審査委員会と略称する）は植物の育種専門家、栽培専門家、法律専門家および関連する関連する行政スタッフが構成されるものとする。

国家林業局の主な責任者は再審査委員会の委員を指定するものとする。

再審査委員会の決定に従って植物新品種保護弁公室は再審査に関連する事項を取り扱うとする。

第三十九条 『条例』の第三十二条第二項の規定に従い、再審査委員会に再審査を行うよう請求する場合、出願人は関連する証明書類を添付して、国家林業局が指定された書式の再審請求書を提出しなければならない。その再審請求書と証明書類は各 2 部提出されるものとする。

再審査を請求する場合、出願人は拒絶された品種権の出願文書に対して補正することができる。ただしその補正は出願を拒絶した決定に関連した部分に限定されるものとする。

第四十条 再審査請求書が規定された要求に満たさない場合、再審査請求人は再審査委員会の指定した期限内に補正しなければならない。期限満了後でも補正していなかった、または補正してもなおかつ規定の要求に満たさない場合、その再審査請求は取り下げられたものとみなされる。

第四十一条 再審査請求者は再審査委員会が再審査に関する決定を下す前にその再審査請求を取り下げることができる。

第六章 品種権の終止と無効

第四十二条 『条例』の第三十六条の規定に従い、品種権はその保護期限の満了以前に終止される場合、終止日は以下の規定に従う：

(一) 品種権者が書面によるその品種権を放棄するとき、品種権はその書面による放棄する日に終止日とする。

(二) 品種権者が規定に守らず年間料金を支払わないとき、品種権は年間料金を支払おう通知に指定された期限満了日に終止日とする。

(三) 品種権者が審査批准機関の要求に応じて試験のために必要な当該登録品種の繁殖材を提供しないまたは提供された繁殖材が要求に満たさないとき、国家林業局はその状況を登録し、品種権はそれが登録された日に終止日とする。

(四) 登録品種がその品種権が付与されたときの特徴及び特性に合致しなくなったとき、品種権はそれが登録された日に終止するものとする。

第四十三条 『条例』の第三十七条第一項の規定に従い、品種権の無効宣告を求めるいずれの企業または個人は、再審査委員会に対して、国家林業局が規定した書式で無効宣告請求書とその関連する文書を各2部提出し、また事実および根拠を説明しなければならない。

第四十四条 付与された品種権が『条例』の第十四、十五、十六、及び十七条のいずれの規定にも適合していない場合、再審査委員会が職権によってまたはいずれの企業または個人の書面請求によって無効宣告をすることができる。

品種権を無効宣告された場合、国家林業局はその無効を登録および公告し、また当事者に対して通知するものとする。

第四十五条 品種権の無効宣告請求書において事実および根拠を述べてい

ない場合、または再審査委員会が1つの品種権の無効宣告請求に関する再審査を行い、その品種権の維持を決定した後に、請求者が同一の事実および根拠を述べて無効宣告請求を行った場合、再審査委員会はその請求を受理しないものとする。

第四十六条 再審査委員会は品種権の無効宣告請求書を受け取った日から15日以内に、無効宣告請求書のコピーおよび関連の文書を品種権者に交付するものとする。品種権者は3ヶ月以内に意見陳述を行わなければならない。期限満了後でも意見陳述をしない場合は、再審査委員会による審査に対していかなる影響も及ぼさないものとする。

第四十七条 再審査委員会が登録品種の名称変更を決定した場合、国家林業局はその変更を登録および公告し、また植物新品種保護弁公室はその旨を品種権者に通知し、品種権の証明書を発表するものとする。

登録品種が名称変更された後、品種権者はその品種の最初の名称を使用してはならない。

第四十八条 再審査委員会が無効審査請求の決定を下す前に、無効宣告請求者は品種権の無効宣告請求を取り下げることができる。

第七章 書類の提出、交付および期限

第四十九条 『条例』および本細則に規定されている各種の事項において、常に書面形式をとられるものとする。

第五十条 『条例』および本細則の規定に従って提出される各種の文書は中国語で提出しなければならない、また国家が統一に規定している標準の科学技術用語を使用しなければならない。

外国の人名、地名および外国の科学技術用語について、一般に受け入れられている中国語の訳語を持たない場合、原文を示すべきである。

『条例』および本細則の規定に従って提出される各種の証明書について、外国語である場合は中国語の翻訳文が添付されなければならない。添付されていない場合、提出されなかったものとみなされる。

第五十一条 当事者から提出される各種の文書は印刷されたものでもよいし手書きのものでもよいとする、しかし、文字が分りやすいものであるとしなければならない、また用紙の一面のみを使用しなければならない。

第五十二条 『条例』および本細則の規定に従い、各種の文書およびその他の資料について、当事者は手渡しまたは郵送によって提出することができる。郵送によって提出する場合、提出日は消印によって決定されるものとする。封筒の上の消印が読めない場合、当事者が別の方法で証明できない限り、提出日は農業弁公室および再審査委員会がその文書を受け付けた日付とする。

『条例』および本細則の規定に従い、当事者への各種の文書およびその他の書類について、手渡しまたは郵送、公告によって提出することができる。出願人が代理機関を委託している場合、文書をその機関に交付されるものとする。代理機関が委託されていない場合、文書を当事者に交付されるものとする。

本条の第二項に従い、手渡しにより交付される場合、交付日は手渡しの日付とする。郵送により交付される場合、発送日から 15 日経過した日に当事者が受理されたものとみなされる。公告により交付される場合、発送日から 2 ヶ月経過した日に当事者が受理されたものとみなされる。

第五十三条 『条例』および本細則に規定される各種の期限について、年または月によって示される期限は、その年の最後の月の相応する日に満了するものとする。ただし相応する日を持っていない場合、期限はその月の末日に満了するものとする。期限の満了日が公式の祝日である場合、その期限は祝日後の最初の労働日に満了するものとする。

第五十四条 当事者が不可抗力または特別の状況のため、『条例』および本細則に規定される期限が守られず、それによって品種権の喪失を招いた場合、当事者はその障害が除去された日から 2 ヶ月以内に、しかし遅くともその期限の満了日から 2 年以内に、国家林業局に対して根拠を説明し、関連の証明書類を添付して権利の復元を要求することができる。

第五十五条 『条例』及び本細則において出願日とは、優先権が存在する場合は優先日を意味するものである。

第八章 費用および公報

第五十六条 品種権の出願するとき、関連の規定に従って出願料、審査料が支払わなければならない。試験を必要とする場合、試験料が支払わなければならない。品種権が付与される場合、年間料金が支払わなければならない。

第五十六条 本細則の第五十六条の規定によって各種の料金が払われる場合、植物新品種保護弁公室に直接手渡し、または郵便もしくは銀行送金を通して支払うことができるが、電信送金は許されないものとする。

料金が郵便または銀行送金を通して支払われる場合、出願号または品種権号、出願人または品種権者の氏名、支払いの目的およびその新品種の名称が示されなければならない。

郵便または銀行送金による支払いの場合、支払い日はその支払いが行われた日とする。

第五十八条 『条例』の第二十四条の規定に従い、出願人は品種権の出願を提出する同時に、または遅くとも出願日から1ヶ月以内に出願料が支払わなければならない。期限内に料金が支払われなかった場合または全額支払われなかった場合、その申請は取り下げられたものとみなされる。

規定によって試験料の支払いが必要とする場合、支払うよう通知を受けた日から1ヶ月以内に試験料が支払わなければならない、期限内に料金が支払われなかった場合または全額支払われなかった場合、その申請は取り下げられたものとみなされる。

第五十九条 品種権が付与された最初の年の年間料金は出願人が品種権の証明書を受け取る手続きを行うときに支払わなければならない。その後の年間料金は前年の期間満了日前の1ヶ月以内に支払わなければならない。

第六十条 出願人または品種権者は品種権が付与された最初の年以降の年間料金を期限内に支払わなかった場合または全額を支払わなかった場合、植物新品種保護弁公室は出願人に対して年間料金を支払うべき期限満了日から6ヶ月以内に年間料金の25%に相当する延滞料とともに、その料金を支払うよう通知を与えるものとする。

第六十一条 本細則が実施されるから3年以内に、第五十六条に規定される料金の支払いに困難を生じた当事者は、国家林業局に請求して承認されることによって、支払いの減額または遅延を要求することができる

第六十二条 国家林業局は定期的に植物新品種保護公告を発表するものとする。公告で品種権の出願、付与、譲渡、相続、終止が公表されるものとする。

新品種保護弁公室は品種登録冊を設置し、品種登録冊に品種権の出願、付与、譲渡、相続、終止などに関する事項が登録されるものとする。

第九章 罰則

第六十三条 県レベルの農業行政部局が『条例』が規定されている行政処罰事件を取り締まりが行われるとき、林業行政処罰手続きの規定に適用するものとする。

第六十四条 『条例』において品種権の偽造行為とは下記のいずれかを意味するものである：

- (一) 偽造した登録品種の証明書、品種権号を使用すること。
- (二) 終止され、また無効宣告された品種権の証明書、品種権号を使用すること。
- (三) 非登録品種が登録品種を偽称すること。
- (四) 登録品種がその他の登録品種を偽称すること。
- (五) 他人に非登録品種を登録品種と誤解させるおそれのあるその他の行為。

第六十五条 品種権の出願権または品種権の紛争に関して当事者が裁判所に訴訟を提起し、また裁判所がそれを受理した場合、当事者は裁判所が受理した証明文書を添付しその事情を国家林業局に報告するものとする。国家林業局は関連する規定に従って中断または終止するものとする。

第六十六条 初歩審査、実体審査、再審査(不服審判)および無効宣告(無効審判)の進行中において、審査また再審査を行う担当者が下記のいずれかの状況に際して、自己意思で撤退を申し出る必要がある。また、当事者またはそ

の他の利害関係者はその担当者の撤退を唱えることができる。

- (一) 当事者またはその代理人の近い親戚である場合。
- (二) 品種権出願または品種権に対して直接の利害を持っている場合。
- (三) 当事者またはその代理人との特別関係を持ち、公平な審査および取扱いに影響及ぼすおそれのある場合。

審査を行う担当者の撤退は植物新品種弁公室が決定するものとする、再審査を行う担当者の撤退は国家林業局が決定するものとする。撤退に関する請求が承認される前に、審査また再審査を行う担当者は、職務行使を停止してはならない。

第六十七条 植物新品種弁公室の同意を得て、いずれのものとしても、既に公告された品種権出願のファイルと品種権の登録表を調べ、またはコピーすることができる。

『条例』と本細則の規定に従い、拒絶となり、取り下げられ、また取り下げられたとみなされた品種権の出願書類、及び出願人の意思により取り下げられ、無効宣告され、または終止された品種権の出願書類は、植物新品種弁公室による焼却されるものとする。

第六十八条 品種権の出願人と品種権者の変更を希望すること、植物新品種弁公室に証明書類を添付して変更の根拠を説明し、変更手続きを行うものとする。

第六十九条 国家林業局は本細則の解釈に責任を負うものとする。

第七十条 本細則は公布の日に発効されるものとする。